

第2節 具体的相続分の算定

1 三つの相続分（法定相続分・指定相続分・具体的相続分）

これらの用語は条文に書かれた用語, すなわち法令用語ではありませんが, 「相続分」という場合, 次の三つに分けて使われます。

法定相続分	法律が定めた相続割合 (定数・割合)	例： 配偶者1/2と子1/2
指定相続分	遺言書で指定された相続割合 (定数・割合)	例：「妻の相続分を3/5と定める。」との遺言があれば, 妻は3/5
具体的相続分	遺産分割の審判をする場合の基準になる金額（変数・金額。特別受益と寄与分により変わる）	例：妻の具体的相続分は3000万円